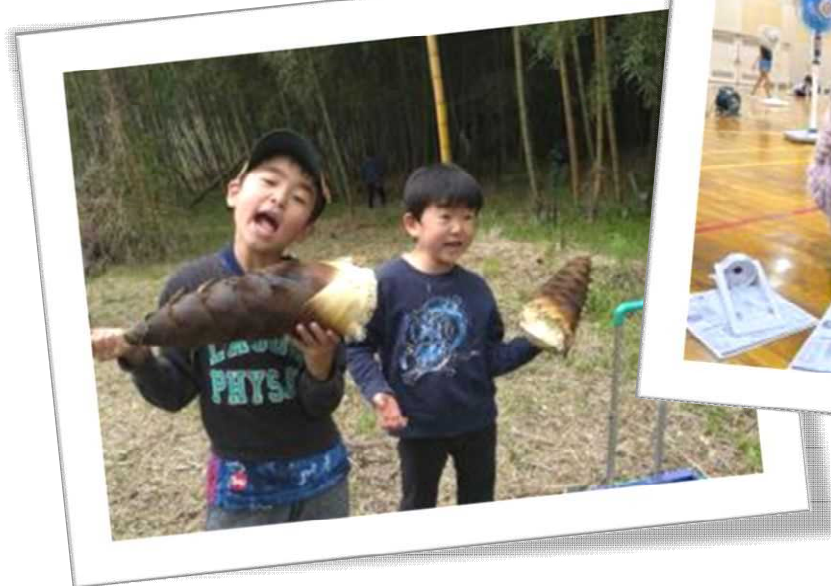


体験寺子屋

「しずおか寺子屋」推進事業
実践事例集



令和4年度
静岡県教育委員会社会教育課

はじめに

「体験寺子屋事業」は、様々な体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を創設することにより、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むとともに地域コミュニティの創設・醸成を目指す事業です。県では、「体験寺子屋事業」を実施する団体を応援するため、実施に要する費用の一部を補助しています。

本実践事例集は、県内各地域で補助金を活用して実施された「体験寺子屋事業」の取組内容を広く紹介するために作成しました。各地域での取組を参考に、「体験寺子屋事業」の更なる推進及び活動内容のより一層の充実のため、御活用いただければ幸いです。

なお、補助金の交付申請、実績報告など各様式の作成については、別途「補助金交付申請書作成マニュアル」を御参照ください。

その他不明な点がありましたら県までお問い合わせください。

目次

内容	頁数
第1 体験寺子屋事業について	2
第2 実践事例の紹介	3
第3 参考資料	8
実施状況	8
アンケート結果況	9
体験寺子屋事業費補助金交付要綱	12

お問合せ先

静岡県教育委員会社会教育課地域家庭班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（静岡県庁西館8階）
TEL：054-221-3115 FAX：054-221-3362
E-mail：kyoui_sspct@pref.shizuoka.lg.jp

第1 体験寺子屋事業について



● 体験寺子屋事業の目的

様々な体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を創設することにより

- 子供たちの豊かな人間性や社会性を育む
- 地域コミュニティの創設・醸成を目指す

⇒ 地域の教育力向上を図る

● 補助金の交付

■ 補助対象・・・地域の民間団体

P T A、子ども会、行政などによって組織される実行委員会や、青少年団体など地域住民等により組織される団体が対象。（営利、政治・宗教を広める、団体間の親睦を主たる目的としている団体は非該当）

■ 補助内容・・・小・中学生を対象にした宿泊、体験活動の実施

異学年交流を促進するため、参加する子供は3以上の学年を含み、5人以上とする。

■ 体験活動・・・地域の民間団体が計画・実施する様々な活動

子供たちの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、民間団体が地域のニーズに沿って計画・実施する様々な活動をいい、原則として静岡県内で実施するものに限る。

《補助対象となる活動例》

自然体験、防災体験、通学合宿、農業体験、職場体験活動、異世代との交流活動など

※希望する活動が補助対象となるか不明な場合は、県までお問い合わせください。

■ 補助額等・・・事業実施に要する経費（備品購入費等は除く）が補助対象経費

- ① 日帰りの体験活動・・・・・・4万円以内
- ② 1泊2日の宿泊体験活動・・・4万円以内
- ③ 2泊以上の宿泊体験活動・・・6万円以内

※補助対象経費の1/2以内の金額を補助（千円未満切捨）

第2 実践事例の紹介



本実践事例集で紹介する事例は、県内各地域で補助金を活用して実施された「体験寺子屋事業」の取組の中から特に参考となりそうな事例を県にて選定し、一部加除修正をしてまとめたものです。

今後、各地域において「体験寺子屋事業」の更なる推進及び活動内容のより一層の充実のため、御活用いただければ幸いです。

● 体験寺子屋事業の実施体制

静岡県教育委員会社会教育課

(※) 静岡県遊技業組合協同組合の寄附金を活用

施設・人材情報

補助金(※)

活動内容の助言

地域の民間団体

【地域住民がボランティア等で参画】

事業計画

関係機関との連絡調整

適切な指導・支援

体験活動の実施

集団生活のルールづくり

安全管理

地域の子供は
地域で育てる!
学校・家庭・地域で
連携して取り組もう!



各市町生涯学習・社会教育主管課

【補助金交付申請書の提出窓口・必要に応じ活動支援】

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
日帰り(4日以上)

- 実施主体 単子子ども会
- 参加対象 小学1～6年生
- 実施・宿泊場所 地区公会堂、農園、陶芸工房 など
- 事業の目的
 - ☑ 地域の一員としての自覚をもち、技能や役割、コミュニケーション技法を学ぶ
 - ☑ 遊び・体験・学習を通じて、様々な個性を伸ばし、心身ともにたくましく成長する
- 体験活動の内容 みかん狩り体験、陶芸体験、防災学習体験、クリスマス会 など
- スケジュール



経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	40,000円	県補助金	報償費	9,000円	講師謝礼 (3,000円×3人)
自治会負担	20,000円	—	旅費	5,000円	バス代
団体負担	20,000円	—	需用費	51,000円	食糧費 材料費 印刷製本費 感染症対策
合計	80,000円		役務費	5,000円	保険代
			使用料	10,000円	施設使用料 コピー代
			合計	80,000円	

Point

単に親睦を深める“お楽しみ会”のような活動は補助対象外ですが、そのような活動に「子供たちが運営を担う」や「歴史や文化を学ぶ」等の教育的意義が付加されれば補助の対象となり得ます!

工夫した点

- ☑ 例年実施していた子ども会活動に、地域資源・人材を活用(農園、工房)したり、子供の主体性を育むためのプログラム(会の運営)を実施したりすることで活動に教育的意義を付加し、補助対象の活動となった
- ☑ 地域防災訓練の実施に合わせ活動を実施することで、自治会関係者と交流を図り、役割分担をすることで負担軽減につなげた

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
日帰り(4日以上)

- 実施主体 地域住民で組織する実行委員会(行政が事務局)
- 参加対象 小学3年生～中学3年生
- 実施・宿泊場所 屋上緑化施設(畑)
- 事業の目的
 - ☑ 不登校児童・生徒に対し、自然観察や体験学習を通して、心の育成を図る
 - ☑ 共同作業を行うことで、協調性やコミュニケーション能力の向上を図る
- 体験活動の内容 農業体験(季節の草花・野菜を育てる)、観察、調理体験 など
- スケジュール



経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	30,000円	県補助金	報償費	10,000円	講師謝礼
市町補助金	30,000円	—	旅費	0円	—
団体負担	0円	—	需用費	50,000円	材料費 (種苗購入) 消耗品費 感染症対策
合計	60,000円		役務費	0円	—
			使用料	0円	—
			合計	60,000円	

Point

補助金額は補助対象経費の
1/2以内(上限あり)

工夫した点

- ☑ 屋上緑化施設を不登校等の困難を抱える子供たちの“居場所”と位置づけ、年間を通して農業体験を実施している事業のうち、JA職員を講師として招く4回の活動を「体験寺子屋事業」として補助申請をした
- ☑ 県補助金と市町補助金を活用したことにより、団体の費用負担がなかった

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
日帰り(4日以上)

- 実施主体 野球少年団
- 参加対象 小学1～6年生
- 実施・宿泊場所 小学校グラウンド など

- 事業の目的
 - ☑ 異学年交流・地区ボランティア活動を通じ、人間性・社会性・責任感を学ぶ
 - ☑ 地域の子供たちへスポーツの楽しさ、素晴らしさを伝える

- 体験活動の内容 クラフト体験、ボール投げ教室、夏祭り運営、地区清掃活動、スポーツ体験 など

■ スケジュール

1回目	2回目
クラフト体験(7月) スポーツ体験を行う前に、オリジナルうちわ作りを実施し、熱中症予防の大切さを伝える	夏祭り運営(8月) スポーツ体験の実施と、団員が縁日屋台の運営者となり、地域にて夏祭りを実施
3回目	4回目
ボール投げ教室(10月) 新体力テスト「ボール投げ」の記録向上を目指し、少年団コーチより上手な投げ方を教えてもらう	地区清掃活動(12月) 「地区を知ろう」と題して、地区の清掃活動の実施とともに散策を通して、感想文を作成する

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	40,000円	県補助金	報償費	9,000円	講師謝礼(3,000円×3人)
自治会負担	20,000円	-	旅費	5,000円	バス代
団体負担	20,000円	-	需用費	51,000円	食糧費 材料費 印刷製本費 感染症対策
合計	80,000円		役務費	5,000円	保険代
			使用料	10,000円	施設使用料 コピー代
			合計	80,000円	

Point

普段の練習等だけは補助対象の活動として認められないが、練習で集まった日に**体験活動を+αで実施**することで、補助対象になり得ます!

■ 工夫した点

- ☑ 全ての活動へ、少年団に所属する子供たちだけでなく、地域の子供たちの参加も募り交流の機会を提供した
- ☑ PRに力を入れるために活動ごとにチラシを作成し、印刷製本費を需用費にて支出した(ネットプリントを活用し経費削減を図った)

実施区分
1泊2日

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

- 実施主体 小学校PTA、自治会関係者で組織する実行委員会
- 参加対象 小学4～6年生
- 実施・宿泊場所 小学校体育館

- 事業の目的
 - ☑ 防災講座や避難所運営体験を通し「自助」「共助」を学び、地域の防災力向上を図る
 - ☑ 学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で子供たちを育む環境を整備する

- 体験活動の内容 市町担当部局による防災講座、ペットボトルランタン作り、防災カードゲーム など

■ スケジュール

時間	1日目(金曜日)	2日目(土曜日)
6:00	学校 (終業後、児童集合)	起床(6:00)・ラジオ体操 朝食準備⇒朝食
12:00		防災カードゲーム 反省会・作文作成 閉校式(12:00)
18:00	開校式(17:00～) 自己紹介・夕食 防災講座	-
21:00	ペットボトルランタン作り 就寝(21:00)	

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	40,000円	県補助金	報償費	0円	-
参加者負担	20,000円	500円×40人	旅費	0円	-
PTA負担	10,000円	-	需用費	59,000円	食糧費 材料費 消耗品費 印刷製本費 感染症対策
自治会負担	10,000円	-	役務費	10,000円	保険代
合計	80,000円		使用料	1,000円	施設使用料
			合計	80,000円	

■ 工夫した点

- ☑ 防災講座を市町担当部局による出前講座にて実施したため、報償費(講師料)の支出がかからなかった
- ☑ ペットボトルランタン作成キット、防災カードゲームを購入し(補助対象経費)、楽しみながら防災に関する知識を学ぶことができた
- ☑ 実行委員会をPTA単独でなく、自治会と一緒に組織したことで、負担の分散・軽減を図った



体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
1泊2日

■ 実施主体

自治会、地区社会福祉協議会、PTA、学校関係者、幼稚園・保育園関係者、公民館職員で組織する実行委員会

■ 参加対象

小学4～6年生

■ 実施・宿泊場所

公民館



■ 事業の目的

☑ 家庭を離れ自分たちの力で生活体験をすることで、生活能力やお互いの立場を理解し協力する心を育む

■ 体験活動の内容

通学合宿、農業体験 など

■ スケジュール

時間	1日目(金曜日)	2日目(土曜日)
6:00	学校 (終業後、児童集合)	起床(6:00)・施設清掃 ・朝食準備⇒朝食
12:00		・さつまいも掘り体験 ・反省会 ・退所式(12:00)
18:00	・入所式(17:00～) ・自己紹介・入浴(もらい湯) ・夕食準備⇒夕食	-
21:00	・班活動(学習支援、遊技など) ・就寝(21:00)	-

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	40,000円	県補助金	報償費	0円	-
参加者負担	20,000円	1,000円 ×20人	旅費	0円	-
市補助金	8,000円	-	常用費	50,000円	食糧費 材料費 消耗品費 印刷製本費 感染症対策
自治会負担	12,000円	-	役務費	15,000円	保険代
合計	80,000円		使用料	15,000円	布団借用料
			合計	80,000円	

■ 工夫した点

- ☑ 公民館に入浴施設がないため、近隣のお宅のお風呂を借りて入浴した(もらい湯)
- ☑ 公民館に布団がないため、地域の寝具店より布団一式をレンタルして使用した(使用料として補助対象経費)
- ☑ 公民館職員が実行委員会の事務局を務め、多様な団体がボランティアで関わることで地域の連携を図った

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
1泊2日

■ 実施主体

地域住民で組織する青少年育成団体

■ 参加対象

小学1～6年生

■ 実施・宿泊場所

野外活動センター

■ 事業の目的

- ☑ キャンプによる野外生活を通じて、自立の精神や決断力、臨機応変に対応する力を養う
- ☑ 自然の中で、仲間と協力しながら生活することでチャレンジ精神を養い、達成感と自信を得る

■ 体験活動の内容

野外体験活動(キャンプ、キャンプクラフト作成、野外料理、キャンプファイヤー、ハイキング)など

■ スケジュール

時間	1日目(土曜日)	2日目(日曜日)
6:00	-	起床(6:00) ・朝食準備⇒朝食
12:00	・現地集合 ・開校式(12:00～) ・宿泊地までハイキング ・テント設営	・テント片付け ・ハイキング ・閉校式(13:00)
18:00	・キャンプクラフト作り ・夕食準備⇒夕食	-
21:00	・キャンプファイヤー ・就寝(21:00)	-

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	20,000円	県補助金	報償費	5,000円	ボランティア謝礼
参加者負担	20,000円	1,000円 ×20人	旅費	5,000円	交通費
合計	40,000円		常用費	20,000円	材料費 消耗品費 印刷製本費 感染症対策
			役務費	5,000円	保険代
			使用料	5,000円	施設使用料
			合計	40,000円	

Point

補助金額は補助対象経費の
1/2以内(上限あり)

■ 工夫した点

- ☑ 事業実施前に運営メンバーでテント設営研修を行い、スムーズな事業実施につなげた(謝礼を報償費にて支出・交付決定日以降の支出に限る)
- ☑ 地域住民から食材の寄附を受けたため、食材費の支出が不要となり、経費の削減につながった
- ☑ 公営の野外活動センターの利用やキャンプクラフト(道具)を手作りすることで、経費の削減につながった

体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
1泊2日

■ 実施主体

地域住民で組織する実行委員会

■ 参加対象

小学1年生～中学3年生

■ 実施・宿泊場所

地区公会堂・寺院

■ 事業の目的

- ☑ 地域の高齢者と一緒に昔からの遊び体験を通して交流を図り、グループで協力することで協調性を育む
- ☑ 遊び道具を創作することで、創造する力を育む

■ 体験活動の内容

昔の遊び体験・クラフト体験(ゴム鉄砲の製作、水鉄砲の製作、紐釣りゲーム、射的ゲーム) など

■ スケジュール

時間	1日目(土曜日)	2日目(日曜日)
6:00	-	起床(6:00) ・ラジオ体操 ・朝食
12:00	・現地集合 ・開校式(13:00～) ・自己紹介 ・クラフト体験 ・射的ゲーム(団体戦)	・クラフト体験 ・紐釣りゲーム(団体戦) ・スイカ割り ・閉校式(13:00)
18:00	・夕食 ・入浴(水遊び) ・読み聞かせ(怖い話)	-
21:00	・肝試し ・就寝(21:00)	-

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	28,000円	県補助金	報償費	3,000円	講師謝礼
参加者負担	20,000円	500円 ×40人	旅費	0円	-
団体負担	8,000円	-	需用費	50,000円	食糧費 材料費 消耗品費 感染症対策
合計	56,000円		役務費	0円	-
			使用料	3,000円	施設使用料 コピー代
			合計	56,000円	

Point

補助金額は補助対象経費の
1/2以内(上限あり)

■ 工夫した点

- ☑ 地域の高齢者が事業に参加し、昔ながらの遊びを子供たちへ教えることで、異世代交流を図った
- ☑ 夏休み期間を活用して実施した。製作した水鉄砲を使いながら水遊びをすることで、入浴のかわりとした
- ☑ クラフト製作に使用するための消耗品や玩具類を需用費で購入した(事業実施に必要な玩具類と判断されるため補助対象経費)



体験寺子屋事業 実践事例(取組の一例)

実施区分
2泊3日

■ 実施主体

地域住民、公民館職員で組織する実行委員会

■ 参加対象

小学3～6年生

■ 実施・宿泊場所

管内の寺院

■ 事業の目的

- ☑ 宿泊体験を通じた交流により自立や協調の心を養う
- ☑ 自らを律し振り返る機会の提供や文化の継承を図る

■ 体験活動の内容

通学合宿、座禅体験、寺院清掃、正月飾り作り など

■ スケジュール

時間	1日目(木曜日)	2日目(金曜日)	3日目(土曜日)
6:00	学校 (終業後、児童集合)	起床(6:00) ・朝食 ・登校 (バス、タクシーを利用)	起床(6:00) ・朝食 ・寺院内清掃 (班対抗雑巾がけレース)
12:00	-	学校	昼食 ・正月飾り作り ・閉校式(15:00)
18:00	・開校式(17:00～) ・自己紹介 ・夕食 ・入浴 ・宿題(学習支援) ・リーダー連絡会	・下校(16:00) ・夕食(JA女性部が協力) ・入浴 ・宿題(学習支援) ・座禅体験 ・リーダー連絡会	-
21:00	・就寝(21:00)	・就寝(21:00)	-

■ 経費内訳

歳入項目	金額	内容	歳出項目	金額	内容
補助金	60,000円	県補助金	報償費	10,000円	ボランティア謝礼
参加者負担	150,000円	5,000円 ×30人	旅費	25,000円	バス代、タクシー代
団体負担	40,000円	-	需用費	110,000円	食糧費 材料費 消耗品費 印刷製本費 感染症対策
合計	250,000円		役務費	15,000円	保険代
			使用料	90,000円	施設使用料
			合計	250,000円	

■ 工夫した点

- ☑ 管内の全小学校を対象に参加者を募集したことにより、他校児童との交流の機会を提供した
- ☑ 公民館職員が実行委員会のコーディネート役を務め、スムーズな運営につながった。中学生ボランティアも運営に加わった
- ☑ 夕食のカレー作りにJA農協女性部に協力いただいた。ボランティア謝礼を報償費にて支出した(補助対象経費)



第3 参考資料



● 実施状況

■ 令和4年度（事業開始年度）

令和5年1月31日現在

実施状況		地区内訳			
		西部	中部	東部・伊豆	
日帰り	7件	4件	1件	2件	
1泊2日	16件	1件	6件	9件	
2泊以上	4件	2件	2件	0件	
合計	27件	7件	9件	11件	
参加者数（見込み含む）					
		子供	大人		
日帰り		134名	87名		
1泊2日		419名	262名		
2泊以上		89名	51名		
合計		642名	400名		
実施団体内訳					
青少年団体			子ども会	PTA	スポーツ少年団
市町事務局	市町公民館等事務局	地域住民主体			
4件	2件	10件	2件	8件	1件
実施された体験活動					
通学合宿、防災体験、自然体験活動、野外キャンプ、カヌー体験、農業体験活動、クラフト体験、キャリア教育、イベント運営体験、陶芸体験、座禅体験 など					

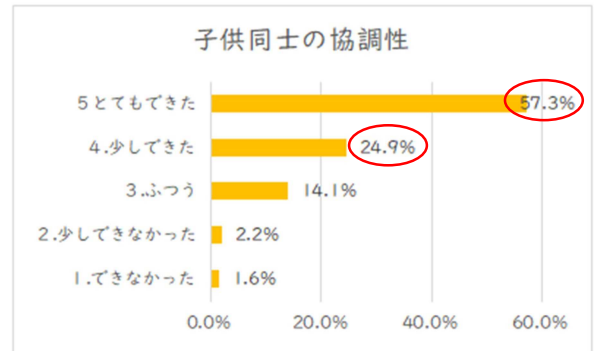
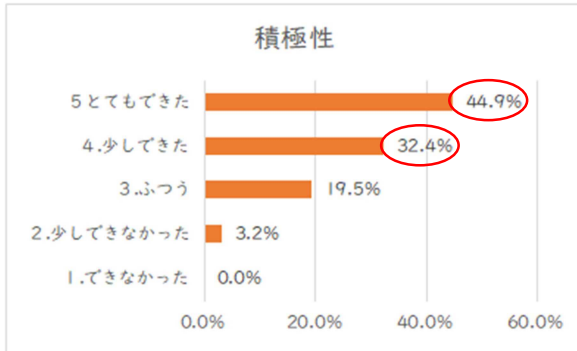
● アンケート結果

■ 令和4年度（事業開始年度）

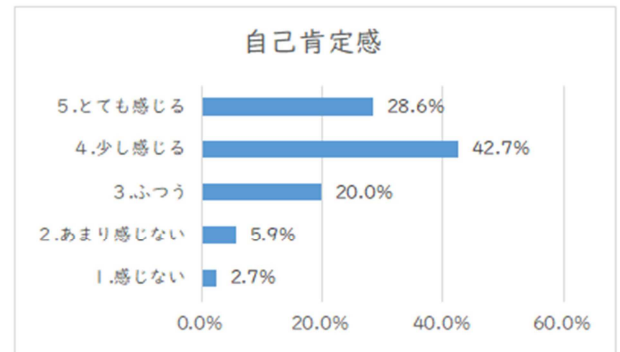
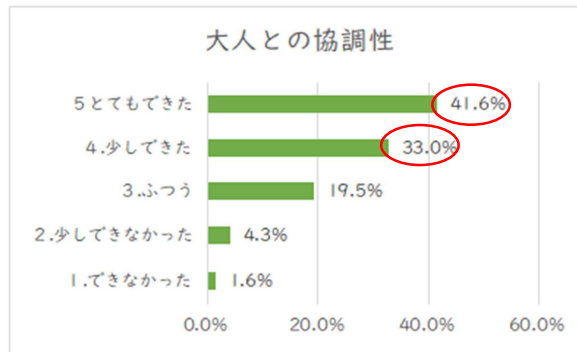
令和5年1月31日現在

・ 事業に参加した子供（小学生・中学生）対象【回答数：185件】

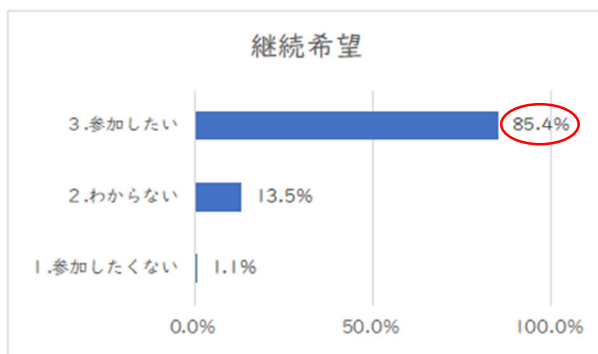
①積極的に参加することができたか？ ②一緒に参加した友達と協力できたか？



③一緒に参加した地域の大人と協力できたか？ ④活動に参加する前と比べて、自信がたたり成長したと感じたりするか？



⑤また活動に参加したいか？

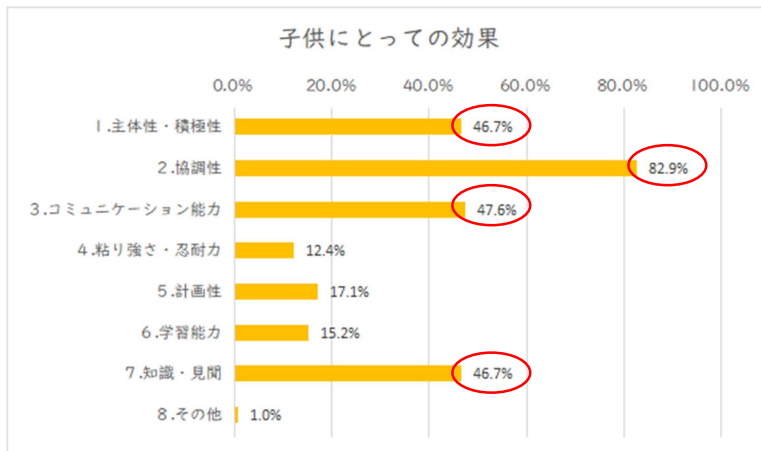


《アンケート結果・分析》

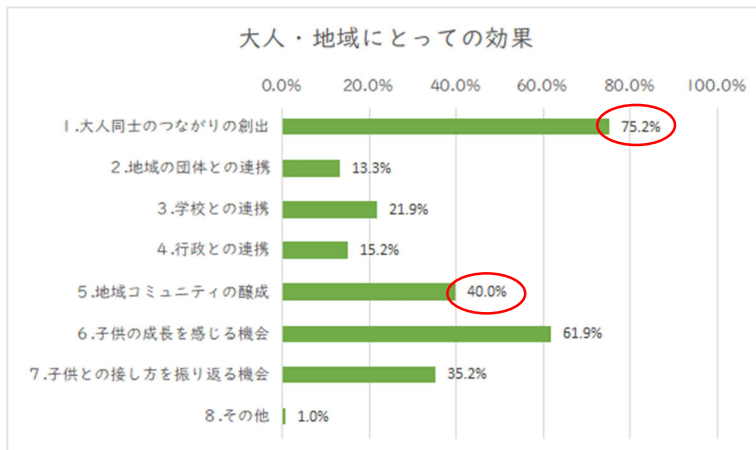
- ◎ 77.3%の子供が事業に積極的に参加することができた。
- ◎ 子供同士で協力（82.2%）、大人と協力（74.6%）ができた割合は共に高いが、大人との協調性は、「ふつう」以下が25.4%となり、子供にとってどちらかという大人との協力が難しい傾向がある。
- ◎ 自信や成長を感じた子供の割合が71.3%と高いポイントとなったが、次年度以降も活動を継続することでより効果が現れると推察する。

・事業に参加した大人（運営含む）対象【回答数：105件】

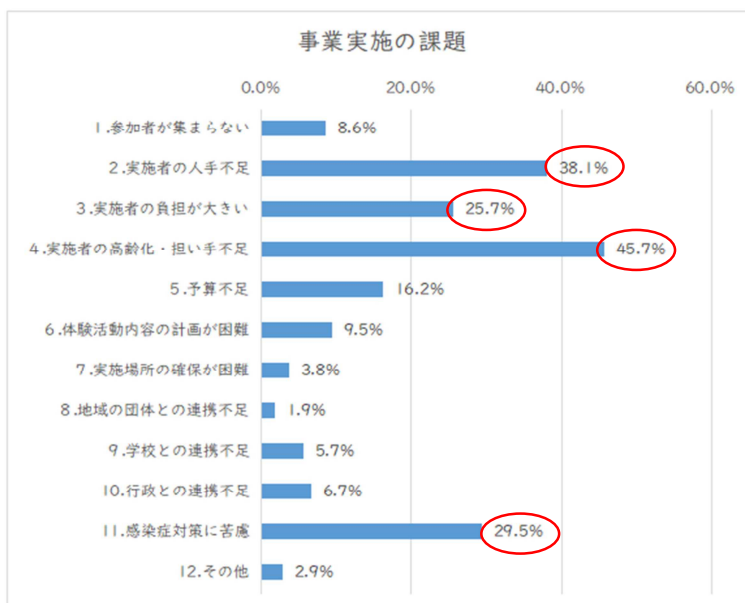
①子供にとってどんな効果があったか？



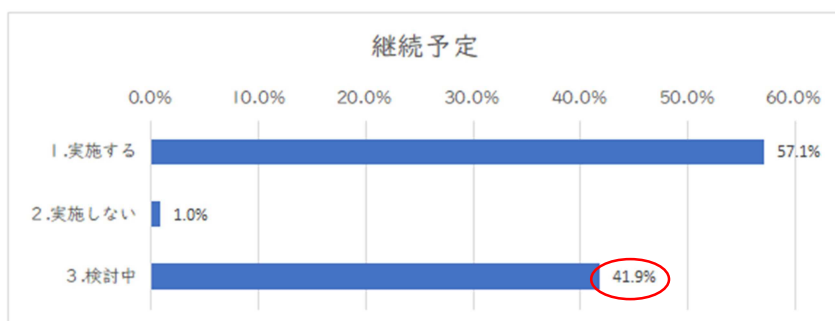
②大人・地域にとってどんな効果があったか？



③事業の実施にあたり課題に感じていることは？



④事業継続の意向はあるか？



《アンケート結果・分析》

- ◎ 事業に携わった大人は、事業を実施することで子供たちの協調性の向上（82.9%）、コミュニケーション能力の向上（47.6%）、主体性・積極性（46.7%）、知識・見聞の習得（46.7%）について効果があったと感じている。
- ◎ 事業を実施することで大人同士のつながりが生まれ（75.2%）、地域コミュニティの醸成（40.0%）につながった。
- ◎ 実施者の高齢化・担い手不足（45.7%）、人手不足（38.1%）、負担が大きい（25.7%）ことを課題に感じている。
- ◎ 事業実施にあたり、参加者数に制限をかける、食事や就寝時の密を避ける、消毒アルコールの準備等の感染症対策に苦慮（29.5%）している。
- ◎ 57.1%が事業実施を継続する意向があるが、41.9%が検討中と回答した。85.4%の子供たちは継続して事業へ参加したいと回答しているため、事業が継続実施されるよう支援していく必要がある。

体験寺子屋事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域の教育力の向上を図るため、体験寺子屋事業を実施する民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「体験寺子屋事業」とは、原則として、小学校又は中学校の3以上の学年に属する5人以上の児童又は生徒で構成された異年齢集団を対象とし、当該児童又は生徒の豊かな人間性及び社会性を育むことを目的とした体験活動を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「民間団体」とは、PTA、自治会その他の団体又は個人で構成された体験寺子屋事業を実施する団体で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 営利を目的とせず、公益性があること。
 - イ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) この要綱において「日帰りによる体験寺子屋事業」とは、教育委員会が別に定める期間のうち4日以上行う体験寺子屋事業（宿泊を伴う体験寺子屋事業を除く。）をいう。
- (4) この要綱において「宿泊を伴う体験寺子屋事業」とは、地域の宿泊が可能な施設であって教育委員会が別に定めるものにおいて1泊以上宿泊しながら行う体験寺子屋事業をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象
体験寺子屋事業に要する経費（備品購入費を除く。）
- (2) 補助率（額）
別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
 - オ その他必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 軽微な変更

第5(1)アに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 実施日の変更

(2) 実施場所の変更

(3) 宿泊施設の変更（宿泊を伴う体験活動に限る。）

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第7号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 地域における通学合宿等事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第432号）は廃止する。

別表

事業の区分	宿泊数	補助率（額）
日帰りによる体験寺子屋事業	—	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、4万円を限度とする。
宿泊を伴う体験寺子屋事業	1泊	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、4万円を限度とする。
	2泊以上	第3(1)に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内とし、6万円を限度とする。

体験寺子屋事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度において体験寺子屋事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業名

2 実施内容

団体名	
代表者氏名	
事業担当者氏名	
体験活動の目的	
体験活動の内容	
実施期間	
実施場所 (宿泊施設を含む。)	
対象者	学年： 人数：
運営体制	
年間スケジュール	
ボランティア等 関係機関	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

体験寺子屋事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた体験寺子屋事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた体験寺子屋事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた体験寺子屋事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名